

八幡平市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施した結果について、同条第9項の規定により公表する。

令和4年3月14日

八幡平市監査委員 村山 巧
八幡平市監査委員 井上 辰男

記

第1 監査対象補助金等

- ① 地域子育て支援拠点事業費補助金
- ② 地域づくり一括交付金（八幡平市平館地域振興協議会）
- ③ 八幡平市立平館コミュニティセンター指定管理
- ④ シルバー人材センター運営事業補助金
- ⑤ 田頭学童保育クラブ外5施設指定管理

第2 監査の執行日時、対象及び場所等

日 時	対象補助金等名称	監査区分	団体名 (担当課名)	監査会場
12月16日 10:00~12:00	①	財政援助団体	(福) 杉の子会 (地域福祉課)	団体事務所
12月16日 13:30~16:30	②	財政援助団体	八幡平市平館地域振興協議会 (西根総合支所)	
	③	指定管理団体	八幡平市平館地域振興協議会 (まちづくり推進課)	
12月17日 10:00~12:00	④	財政援助団体	(公社) 八幡平市シルバー人材センター (健康福祉課)	
12月17日 13:30~16:30	⑤	指定管理団体	NPO 法人七時雨いきいきネットワーク (地域福祉課)	

第3 監査執行者

監査委員 村山 巧
監査委員 井上 辰男

第4 監査方法等

(1) 監査対象の選定

令和2年度において財政的援助等を与えている団体のうちから、監査委員合議により選定。

(2) 監査資料及び監査方法

財政援助団体等の監査の実施に当たっては、被監査団体から経営体制、事業の経営成績及び財政状態、歳入歳出決算及び現有財産の状況並びに補助金に関する書類等、監査の実施に必要な書類の提出を求め、必要に応じて市の担当職員から説明聴取し、監査調書等についての審査を実施するとともに、該当団体の責任者等から補助事業の実施状況、収支予算の執行状況及び補助効果等について説明を求めたほか、提示された会計経理にかかる諸帳簿、証書類及び収支計算書の照合確認による実地監査を行った。

なお、監査に当たっては次の点を主眼とし、八幡平市監査基準に準拠して実施した。

財政援助に係る監査事項

① 補助金の交付手続きに関すること。

ア 交付決定は、法令等の趣旨に基づき適正に行われているか。

イ 交付条件及び契約内容は適正か。

ウ 交付方法及び交付時期は適正か。

② 財政援助団体の事務事業の執行に関すること。

ア 目的に沿って事務事業が適正に実施され、十分効果が上げられているか。

イ 会計処理の内容は適正か。

ウ 事業報告書及び収支決算書は適正か。

公の施設の指定管理に係る監査事項

① 指定管理者の指定の手続きに関すること。

ア 指定管理者の指定は、法令等の根拠に基づき、適正・公正に行われているか。

イ 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。

ウ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。

② 指定管理者の事務事業の執行に関すること。

ア 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

イ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正に行われているか。また、他事業との会計区分は明確になっているか。

ウ 事業報告書は適正に作成されているか。

エ 公の施設の設置の目的が効果的に達成されているか。

第5 監査の結果

監査の結果、各団体の一部の事務処理について、以下に掲げる事項が認められたので適切な措置を講じられたい。また、監査時に見受けられた軽易な事項については、その都度、担当職員に対して改善検討を要請した。

(1) 八幡平市平館地域振興協議会

① 地域づくり一括交付金事業について

ア 文書の受付印漏れ及び内部回覧の励行について【注意事項】

令和2年度の地域づくり一括交付金事業について確認したところ、市からの「地域づくり一括交付金事業中止承認通知書」などの文書に受付印が押されていないほか、内部回覧もされておらず、文書の取り扱いとして不備な点が見受けられた。組織内での適切

な事務処理と情報共有を図るためにも、事務所内での内部回覧を励行し、文書の適切な管理と組織内での業務内容等の情報共有に努められたい。

② 八幡平市立平館コミュニティセンター指定管理業務について

ア 役員会の決議を経ずに行った予算の補正等について【指摘事項】

当振興協議会が定める「八幡平市平館地域振興協議会規約」第21条第4項では、「予算執行に際し、軽易な予算の変更を要する場合の予算の更正及び項目内の流用については、役員会の決議を経て、会長が処分できる」旨規定しているにもかかわらず、役員会の決議を経ずに会長の決裁のみで指定管理事業特別会計の修繕費と備品購入費の増額変更及び項目内の流用を行っている。これは明らかに不適切である。事務局職員が起案した「補正予算について(伺い)」の回議用紙には「新型コロナウイルス感染症対策のため、役員会が開催できず三役からの回覧決裁としてよろしいか」との文言が記載されているが、たとえ、このような事情により役員会の開催ができなかったとしても、協議会規約に規定している以上、「書面決議」等の方法により役員会の決議を得るべきであった。今後においては、協議会規約に沿って適正に業務を行うよう努められたい。

(2) 公益社団法人 八幡平市シルバー人材センター

① シルバー人材センター運営事業補助金について

ア 収入印紙・切手の管理方法及び保管場所について【注意事項】

収入印紙受払簿及び切手受払簿を確認したところ、受払枚数及び残枚数の記載はあるが、事務局長の確認印欄がなく、最終確認者がわからない状態で使用されていた。また、鍵の無いキャビネットを使用して保管しているので改善する必要がある。収入印紙及び切手は金券の一種であり、決裁権者は常日頃からこれらの使用状況を把握するとともに、不正事案発生の未然防止の観点からも、鍵のかかるキャビネット等に入れて、適切に管理するよう努められたい。

(3) 特定非営利活動法人 七時雨いきいきネットワーク

① 田頭学童保育クラブ外5施設指定管理業務について

ア 学童保育クラブに係る指定管理料の残金の会計処理について【指摘事項】

当該法人が管理運営する学童保育クラブは、田頭、寺田、松野、寄木、柏台、あしろ、平館、田山の8つであるが、このうち平館と田山の2つは、別途、市からの業務委託により運営され、残りの6つが市の指定管理料により管理運営されている。令和2年度の指定管理料の合計額は37,089,000円で、その精算額は36,974,654円となり、差し引き114,346円の残金が生じている。他方、2つの学童保育クラブの委託料の合計額は11,740,000円で、その精算額は12,128,865円となり、388,865円の赤字となっている。令和2年度の指定管理料に係る「学童保育クラブの管理に関する年度協定書」の第4条第2項には、精算残金を市に返還しなければならない旨規定されているにもかかわらず、当該法人は、前者の指定管理料の残金114,346円を後者の委託料の赤字分388,865円の補填財源の一部(残りは自己資金)として会計処理を行っている。そもそも、指定管理と業務委託によるそれぞれの管理運営費は、その会計処理と精算を別々に行わなければならないものであり、これは明らかに不適切である。当該法人は、指定管理料の残金114,346円を速やかに市に返還する必要がある。また、当該指定管理及び委託業務の主管課である地域福祉課においては、このような事態に至った経緯を検証したうえで、再発防止を徹底するとともに、指定管理業務及び委託業務の適切な執行に努めること。